

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年4月25日

奈良県監査委員 江南 政治

同 齋藤 信一郎

同 清水 勉

同 川口 延良

平成27年度 第2回分

ア 本庁

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
総務部 管財課	平成27年 11月26日	<p>公有財産の管理にかかる事務の引継について</p> <p>橿原総合庁舎にかかる公有財産の管理に関する事務を中南和県税事務所に移したにもかかわらず、引継及び公有財産異動等報告を行わなかったことから、同庁舎の分任管理者において備える公有財産台帳が整備されていなかった。</p> <p>庁舎管理に関する指導的立場にもあることから、公有財産管理の重要性を認識し、奈良県公有財産規則に基づいた適正な公有財産管理に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>【中南和県税事務所の監査での指摘事項】</p>	<p>現在橿原総合庁舎及び「まほろばキッチン」となっている県立耳成高校の跡地は、平成18年3月の同校の閉校以降、教育委員会(学校支援課)が跡地の管理を行ってきたが、平成24年6月に「まほろばキッチン」の開設のため、運動場部分について管財課の所属に変更。その後、平成25年2月に策定された「中部地域再配置計画」に基づき、当該学校施設を総合庁舎に改修するため、運動場以外の部分についても管財課に所属替えを行った。総合庁舎への改修工事については、平成25年10月から平成26年11月にかけて施工され、工事が竣工した平成27年1月に、この橿原総合庁舎を、業務を開始した中南和県税事務所へ移管したものである。</p> <p>公有財産台帳については、施設の移管に併せて中南和県税事務所に引き継ぐべきところであった。今回、学校から庁舎への改修による建物、工作物等の資産の増減の確認等に時間を要し引継ぎが遅延したが、平成27年10月末には引継ぎを完了している。</p> <p>今後は公有財産の異動等について適時・適正に処理することはもちろん、奈良県公有財産規則に基づく公有財産の適正な管理に努める。</p>
地域振興部 教育振興課 (旧県立大学)	平成27年 12月21日	<p>県立大学授業料にかかる未収金の回収について</p> <p>県立大学授業料において未収金の増加が認められた。新たな未収金の発生防止に向けた取組や文書による督促・催告、個別指導等により未収金の回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。</p> <p>また、債権管理事務を適時、適切かつ効率的に行うために、債権管理マニュアルの整備充実を図られたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>弁護士と連携し、引き続き督促・催告を行い回収に努めるとともに、新たな未収金の発生防止に向け、納期が遅れ気味の学生には事前に相談を行うこととする。</p> <p>また、債権管理事務を適時、適切かつ効率的に行うために、債権管理マニュアルの整備充実を図る。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
		<p>公有財産台帳の登載誤り等について 学校用地について公有財産台帳の土地面積と公簿面積が相違しているものが認められた。 また、建物新築に伴い取り壊した工作物について、公有財産台帳からの抹消が漏れているものが認められた。いずれも公有財産の異動事由が発生しているにもかかわらず、公有財産異動等の報告が行われなかったことによるものである。 今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>公有財産台帳の土地面積を公簿面積に修正するとともに、建物新築に伴い取り壊した工作物について、公有財産台帳から抹消し、適切に公有財産異動等の報告を行うこととする。 今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努める。</p>

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
知事公室 東京事務所	平成28年 1月21日	<p>委託契約の締結について 業務委託において、業務終了後に契約書が作成されている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時には遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>会計法令に係る職場研修を行い、契約事務に係る正確な知識の習得に努めるとともに、業務の進捗管理の徹底を図ることにより、遅滞なく契約書を作成し、会計法令に則った適正かつ確実な事務の遂行に努める。</p>
総務部 奈良県税事務所	平成27年 12月17日	<p>公有財産の台帳登載について 所管する工作物について、公有財産台帳に登載されていなかった。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>公有財産台帳に登載漏れのあった工作物については、登載手続き及び異動報告を行ったところであり、今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努める。</p>
中南和県税事務所	平成27年 11月26日	<p>軽油引取税の徴収について 軽油引取税において、特別徴収義務者である特約業者からの納入申告書が複数年度にわたり一度も提出されていないにもかかわらず、課税の必要性を調査していない事例が認められた。 速やかに当該事例の実態を調査するとともに、特約業者の指定の取消等も含め、必要な措置をとられたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>当該業者の実態を調査したところ、申告していなかったのは、軽油引取税の申告納入を必要とする事業を既に廃止していたためであることが判明した。 このため、地方税法第144条の9第3項の特約業者の指定の取消しの要件である「1年以上引き続き軽油の販売をしていないこと。」(地方税法施行規則第43条の12第2号)に該当するため、平成28年2月29日付けで特約業者の指定を取り消した。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
健康福祉部 中和福祉事務所	平成28年 1月21日	生活保護費返還金等にかかる未収金の回収について 生活保護費返還金等において未収金の大幅な増加が認められた。電話、訪問等により未収金の回収に努められているが、引き続き適切な債権管理を行い、今後も一層、収納の促進に努められたい。 (指摘事項)	毎月定期的に調定している債権の未納者に対しては、債権管理マニュアルに基づき、督促状の発送はもちろんのこと、訪問等による納付指導を行い、それでも納付しない債権者に対しては催告書の送付等を行っている。 また、未収金発生防止のため収入申告義務に関する啓發文書の全戸配付や就労の可能性のある高校生本人向けの啓發文書配付等を実施しているが、これらの取り組みを今後も継続するとともに、生活保護法第78条債権については扶助費よりの公金振替を積極的に導入することにより、返還金の回収に努める。
吉野福祉事務所	平成28年 1月21日	生活保護費返還金等にかかる未収金の回収について 生活保護費返還金等において未収金の大幅な増加が認められた。電話、訪問等により未収金の回収に努められているが、引き続き適切な債権管理を行い、今後も一層、収納の促進に努められたい。 (指摘事項)	生活保護費返還金にかかる未収金については、平成26年度においては、履行延期承認を行い分割返済となっていた債務者のうち未納となっている者について、履行延期承認の取り消しを行い、返還金残額の一括調定を行ったことから未収金の大幅な増加となった。 平成27年度においては、債権管理台帳の再整備を行うと共に、債権管理マニュアルに基づき、未収金の発生が確認できた時点で督促状の発送はもちろんのこと、世帯訪問や電話督促を実施し、速やかな納付を指導している。 また、未収金発生防止のため、収入申告義務の文書の配布や、世帯訪問時には、高校生のアルバイト収入を含めて、収入が発生した場合には速やかに申告する必要性と義務がある旨の指導を行っている。 さらに、生活保護法第78条債権については扶助費よりの公金振替を積極的に導入し、返還金の回収に努めている。
医療政策部 中和保健所	平成27年 12月21日	かいの契約締結権限を超えた契約について 検査業務委託において、かい長に委任されている契約締結限度額を超えた契約が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)	検査委託件数を把握しながら業務を進めるとともに、限度額を超える場合は速やかに関係課と協議のうえ、権限を有する所属長が契約し、適切な事務処理に努める。 平成28年度からは検査業務委託先の医療機関を3ヶ所増やし、検査業務を分散することにより、かい長に委任されている金額で事業を行う。

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
産業・雇用振興部	平成28年 1月21日	重要物品の報告について 会計管理者への財産調書の提出において、重要物品の登載誤りが認められた。 今後、重要物品の報告は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に行うべきである。 (指摘事項)	指摘のあった重要物品については修正を行っている。今後の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努める。
産業振興総合センター		行政財産使用料の調定について 行政財産使用許可にかかる使用料について、調定期限の遅延が認められた。使用料の納期限については、奈良県行政財産使用料条例施行規則の規定により、使用料の額の定めが年額である場合にあつては、毎年4月25日までとなっているため、今後は、年度当初に調定を行うべきである。 (注意事項)	平成27、28年度においては、使用料の額の定めが年額であるものについては、年度当初に調定し、納期限を4月25日までとしている。今後も適正な事務の執行に努める。
農林部	平成27年 11月25日	公有財産の台帳登載について 取得した土地について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 また、建物についても、公有財産台帳に登載されていないものや変更されていないものが認められた。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)	公有財産台帳に登載されていないものや変更されていないものについての、台帳の登載・変更の手続きを速やかに完了した。 今後は奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努める。
東部農林振興事務所		委託契約の締結について 業務委託において、業務終了後または業務終了直前に契約書が作成されている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時には遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)	今後は不適切な取り扱いがないよう、奈良県契約規則に則り、契約締結時に支出負担行為を行い、遅滞なく契約書を作成し、適正な事務執行に努める。
県土マネジメント部	平成27年 12月21日	内部統制の強化・充実について 今回の監査において、委託契約における不適正な事務の他、調定事務、支出事務等においても注意を要する事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)	今後、事務の執行にあたっては、関係法令や規則に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制等の整備による事務処理体制を強化し、内部統制の整備に努める。さらに、所内において、職員に対して関係法令や規則等を周知徹底し、不適切な事務処理の防止を図る。
奈良土木事務所			

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
郡山土木事務所	平成27年 12月17日	道路占用料の調定期限について 道路占用料について、大幅な調定の遅延が認められた。奈良県道路占用料に関する条例により、会計年度ごとに分納する場合の占用料の納期限は4月末日となっている。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県道路占用料に関する条例に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)	道路占用の更新手続き及び調定1件が大きく遅れていたもの。 「奈良県行政手続条例」、「許認可等事務処理要綱」、「奈良県道路占用料に関する条例」等に基づき適時適正な事務処理を遵守する。
		契約解除に伴う違約金の未収金の回収について 契約解除に伴う違約金の未収金について、滞納者に対する督促、納付交渉等の取組を十分行っていない事例が認められた。 「奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱」「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」等に基づき、適切な徴収事務に努めるべきである。 (注意事項)	調査したところ、解除通知が未到達であり、法的には解除に至っておらず債権化していないことが判明した。改めて債権化することが困難であるため、減額調定を行うとともに、事案情報と対応指針の各事務所への情報共有など、今後の再発防止策について企画管理室と協議中。
		内部統制の強化・充実について 前年度に内部統制の充実について意見を付けたところであるが、今回の監査においても、調定事務、債権管理等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。 (注意事項)	今後の事務執行に当たっては、職員に対し関係法令や規則等を周知徹底し、個々の職員の理解を深めるとともに、係内での情報共有や複数の職員による会計書類の確認の徹底等により、チェック機能を強化し、適正な事務処理に努める。
高田土木事務所	平成27年 12月15日	行政財産使用料の調定について 継続分の行政財産使用許可にかかる使用料について、調定漏れが認められた。 今後は、奈良県行政財産使用料条例及び同施行規則に基づき、年度当初に調定を行うべきである。 (注意事項)	調定漏れとなっていた行政財産使用料の調定については、平成26年7月29日付けで行い、平成26年8月11日に収納確認をした。 今後は行政財産使用許可内容を十分把握し、調定漏れのないよう年度当初に調定を行う。
中和土木事務所	平成27年 11月26日	委託契約の締結について 業務委託において、業務終了後に変更契約書を作成した事例、契約書の作成が遅延した事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時等には遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)	指摘の事案については担当者間の連絡不足と関係資料のチェック漏れが原因であり、今後同様な事態が発生しないよう、担当レベルでの関係資料による確認、担当係長、担当課長による複数チェックを行うことにより、再発防止に努める。

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
		<p>契約解除に伴う違約金等の未収金の回収について 契約解除に伴う違約金等の未収金について、滞納者に対する催告、納付交渉等の取組を十分行っていない事例が認められた。 「奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱」「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」等に基づき、適切な徴収事務に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>調査したところ、解除通知が未到達であり、法的には解除に至っておらず債権化していないことが判明した。改めて債権化することが困難であるため、減額調定を行うとともに、事案情報と対応指針の各事務所への情報共有など、今後の再発防止策について企画管理室と協議中。 また、残る案件については、「奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱」「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」等に基づき、債務者調査や納付交渉等の取り組みに努める。</p>
		<p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、債権管理、契約事務等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)</p>	<p>奈良県契約規則、随意契約の締結に関する取扱基準や奈良県土木部使用料等の徴収に係る取扱要綱など契約事務・債権管理事務における関係法令等について、所内への周知をはかり、職員個々の理解を深めるとともに、決裁過程ごとのチェックの強化に努め、適正な事務処理に努める。</p>
宇陀土木事務所	平成27年 11月25日	<p>委託契約の締結について 業務委託において、業務終了後に契約書が作成されている事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、契約締結時には遅滞なく契約書を作成し、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>業務委託の契約締結に際し、今後は、遅滞なく契約書を作成する等、奈良県契約規則を遵守し、適正な事務執行に努める。</p>
		<p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出負担行為額の誤り、不適正な年度更正等、不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。 (注意事項)</p>	<p>事務の執行にあたっては、今後、関係法令や条例・規則に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を見直す等事務処理体制を整備し、内部統制の強化・充実に努める。 また、所内会議等を通じ、職員に対し、改めて関係法令や会計規則等を周知徹底し、職員一人一人の理解を深め、互いにチェックできる環境を整えることにより、適正な事務処理に努める。</p>
吉野土木事務所	平成27年 11月25日	<p>河川占用料の調定期期について 河川（土地）占用料について、大幅な調定の遅延が認められた。奈良県河川管理規則の規定により、許可の期間が引き続き二会計年度以上にわたり、翌年度以降に係る流水占用料等を各会計年度ごとに徴収する場合における翌年度以降に係る流水占用料等の納付時期は、当該会計年度の4月30日となっている。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県河川管理規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>当該年度の占用料について、4月1日に調定を行うにあたり、更新手続が必要な場合は、占用者に対し1月末に満了通知を行い、2月末までに更新申請書の提出を求め、3月末までに提出書類の確認・点検を終えるよう事務を進める。 なお、2月末までに更新申請書の提出がない場合は、必ず3月末までに提出するよう督促を続けるとともに、提出書類の確認・点検については、担当職員だけでなく他の係員との複数職員で行い、漏れの防止や不備の発見に努める。 また、調定処理後は、更新手続が不要である継続中の占用も含めて最終確認を行い、期限内の納付に間に合うよう速やかに納付書を発送する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
		<p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、調定事務や支出事務等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)</p>	<p>今後事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程における係内での複数職員による確認及び係長以上のさらなる慎重な確認等、チェック体制の整備による事務処理体制を強化し、内部統制の充実に努める。</p>
五條土木事務所	平成27年 12月15日	<p>公用車使用中における事故防止について 公用車使用中の事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (指摘事項)</p>	<p>当事務所の管内は、その地理的条件により地形的にも環境的にも厳しいところが多いことから、職員全員が常に安全運転に努めるという強い意識を持つとともに、さらに高めていくということが最優先課題であると認識している。 そのため、折に触れ、安全運転についての注意喚起を行い、平成27年12月14日と平成28年1月28日には、五條警察署より講師を招き交通安全講習会を実施したところ。 今後も引き続き、職員全員が安全運転及び事故の再発防止に取り組んでいく。</p>
		<p>資金前渡にかかる事務について 電気代(節:需用費その他)の支払において、資金前渡が遅延したため、別途資金前渡された後納郵便料金(節:役務費)から一時的に支払っている事例が認められた。 また、当該後納郵便料金を納付書払いしたことにより、当初の前渡資金に不要が生じたにもかかわらず精算がなされず、年度を越えて処理をしていた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則等に基づき適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>電気代の支払が遅延したのは、請求書及び「電気使用量のお知らせ」の到着が口座振替日の直前となり、振替日までに入金することができなかったため、再発防止のため、関西電力に対して、請求書等到着から口座振替日までに、支払処理が可能な期間を確保できるよう、振替日を指定する手続きを行ったところ。 前渡資金の不要額についての処理が遅くなったのは、口座残高の確認及び資金前渡整理簿の整理が遅れたため、予備監査での指摘以降は、速やかな確認・整理を実施、今後も、再発防止のため内部統制を強化し、適正かつ迅速な事務処理に努める所存。</p>
		<p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、資金前渡における不適正な取扱いなど、支出事務、契約事務等において注意を要する事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)</p>	<p>支出事務・契約事務等については、ダブルチェック体制を構築し、再発防止に努めている。</p>
教育委員会	平成28年 1月21日	<p>公有財産の台帳登載について 所管する工作物について、前回の監査で公有財産台帳への登載漏れを注意した物件が依然として登載されていないことに加え、平成26年度中に取得した物件についても公有財産台帳に登載されていないことが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき、早急に登載すべきである。 (指摘事項)</p>	<p>前回の監査で公有財産台帳への登録漏れがあった物件を公有財産台帳へ記載した。 また、平成26年度中に取得した物件についても、同様に公有財産台帳に記載した。 今後、登録漏れのないように手続する。</p>
高田高等学校			

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
郡山高等学校	平成28年 1月21日	かいの契約締結権限等を超えた契約について 複写サービスにかかる長期継続契約において、かい長に委任されている契約限度額を超えるとともに、少額随意契約の限度額を超える契約を見積合わせにより締結している事例が認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)	今後、複写サービスの単価契約を締結する際は、契約全期間の支出予定額を確認のうえ、会計規則に基づいて厳格かつ適正に執行する。
大和中央高等学校	平成27年 12月17日	資金前渡の精算について 役務費（郵送料）の資金前渡において、精算手続の遅延が認められた。 また、精算が完了していない者に対し、重ねて資金前渡を行っていた。 今後は、奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。 (注意事項)	資金前渡精算手続の遅延及び重複については、奈良県会計規則第28条に基づき適切な資金管理を行うとともに、チェック機能の強化に努める。
西和清陵高等学校	平成28年 1月21日	高等学校授業料にかかる未収金の回収について 平成26年度の公立高等学校授業料について、未収金の発生が認められた。郵送、面談、訪問による催告を実施しているが、予備監査時点では、全額未納となっている。 未納となっている授業料等の徴収事務は、校長が納入義務者に対し、未納が解消されるまで継続して行うものとなっている。未納者に対して、納付指導を徹底するとともに、「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」に基づく適正な徴収事務に取り組み、未収金の回収に努めるべきである。 (意見)	平成26年度の未納者（1名）に対し電話及び文書により催告し、納付を促し、収納促進を図っている。今後も、引き続き「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」に基づき、適正な徴収事務に取り組み、未収金の回収に努める。
添上高等学校	平成27年 11月26日	随意契約の限度額を超えた契約について 空調設備のレンタルにおいて、少額随意契約の限度額を超える契約を見積合わせにより締結している事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (注意事項)	今後はこのようなことがないように、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、細心の注意を払って適正な事務の執行に努めるよう、再確認を行った。
		公有財産の台帳登載について 通学用通路LED防犯灯等整備工事により取得した工作物について、公有財産台帳に登載されていなかった。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)	当該案件については、速やかに公有財産台帳への登載とあわせて、公有財産異動報告を行った。 今後はこのようなことがないように、奈良県公有財産規則に基づき、細心の注意を払って適正な事務の執行に努めるよう、再確認を行った。
二階堂高等学校	平成28年 1月21日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、3件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)	指摘のあった過払い分の内、本年度分については平成27年10月の給与で相殺し、過年度分については、該当者に納付書を渡し平成27年10月21日までに納付していただいた。納付は確認済み。

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
檀原高等学校	平成28年 1月21日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、2件の支給不足及び2件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)	現年分の追給及び戻入については平成27年12月分給与で処理した。また、過年度分の追給及び戻入については平成28年1月分給与で処理した。今後は、給与に関する条例及び関係通知に基づき、適正な事務処理に努める。
畷傍高等学校	平成28年 1月21日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、6件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)	速やかに給与の遡及報告を行い、過払い者に対しては戻入通知を送付し、既に返納済みである。
高田高等学校	平成28年 1月21日	備品の管理について 処分済備品において、物品管理サブシステムへの入力漏れが認められた。 今後、備品の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。 (注意事項)	処分済備品についてシステム入力を行い、返納の手続きをとった。 今後は適正に入力処理を行うとともに、事務長に報告するなど、複数の者によりチェックする体制をとることとした。
五條高等学校	平成27年 12月15日	職員手当の認定について 扶養手当及び住居手当の認定において、事務処理を誤ったため、2件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)	扶養手当については、過年度分であったため、特例計算を依頼し、過払い分については平成27年12月22日に返納したことを所属長が確認した。 住居手当については、認定を是正したうえで、過払い分については平成27年12月分給与で返納させた。 今後は、認定事務についてのチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
警察本部			
郡山警察署	平成28年 1月21日	公用車使用中における事故防止について 公用車使用中の事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (指摘事項)	交通事故発生直後、事故原因の検証を行い、事故防止における基本動作である安全確認の徹底を指示した。 また、朝礼及び車両点検時において、交通事故防止について指導を徹底し、定例研修においては全署員を対象に安全対策の具体例を挙げ、基本動作の重要性を再認識させ、交通事故防止の周知徹底を図った。 今後とも、継続した安全運転意識に関する指導を行い全署員の事故防止に対する意識の向上を図り、公用車事故を防止する。

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
西和警察署	平成28年 1月21日	<p>公用車使用中における事故防止について 公用車使用中の事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p>	<p>交通事故発生直後、関係者から事故発生時の状況を詳細に聴取し、事故原因について検証するとともに、運転者及び同乗者には、交通環境・道路状況を常に念頭に置き、交通法規を遵守の上、安全運転に徹するよう指導した。</p> <p>また、毎日の朝礼、幹部会議及び毎月の署員研修において、全署員に対して、安全確認と職責を自覚した運転の励行を指示し、交通事故防止に努めるよう周知徹底を図った。</p> <p>今後とも、全署員に安全運転徹底の指導を継続実施し、公用車使用中における事故を防止する。</p>
檀原警察署	平成28年 1月21日	<p>公用車使用中における事故防止について 公用車使用中の事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p>	<p>何れの事故においても、関係職員に対して発生状況を聴取して事故原因の検証を行い、署員研修時における幹部による交通事故防止等の指導を通して、安全運転意識の高揚を図る啓発や、公用車使用中の事故に対する注意喚起を行うとともに、車両の適切な管理と安全運転の指導を行った。</p> <p>また、各自の交通安全に対する意識を高める施策として交通安全のDVDの視聴を行ったほか、若手警察官を対象に定期的な二輪車の運転実践訓練を実施し、運転技術及び意識の向上を図った。</p> <p>今後も、全職員に対してあらゆる機会を通じて、継続した交通事故防止対策の指導を実施し、交通事故を防止する。</p>

ウ 財政的援助団体等

所属名 (所管課名)	実施年月日	監査結果	措置の内容
地方独立行政法人 奈良県立病院機構 (病院マネジメント 課)	平成28年 1月19日	<p>経営収支の改善について</p> <p>平成26年度の総事業損益は、会計基準の見直しの影響もあり、29億2千万円余の損失となった。</p> <p>病院機構設立時の収支見通しと比べると、初年度から大きく乖離が生じており、この状況を踏まえれば次年度以降も更なる悪化が懸念される。</p> <p>今後は乖離原因等の分析を行うとともに、各病院の経営改善対策の取組を一層強化し収支の改善を図りたい。</p> <p>(意見)</p>	<p>喫緊の対応として、平成27年度に、収支構造のどこに課題があるのかを診療科別に分析するなど、各病院内で経営改善のための会議をスタートさせたところ。</p> <p>平成28年度からは毎月、県と機構からなる「奈良県立病院機構経営改善会議WG」を立ち上げ、月次で経営状況の管理を行っていく。また、四半期毎には知事をトップとした「奈良県立病院機構経営改善会議」を開催し、四半期決算の状況、今後の経営、新病院開院に向けた体制整備も含めて病院機構と議論を行い、経営改善計画を策定することで、収支の改善を図っていくところ。</p>
奈良中心市街地公共交通活性化協議会 (道路環境課)	平成28年 1月15日	<p><補助金等所管課の道路環境課に対する意見></p> <p>繰越金について</p> <p>奈良中心市街地公共交通活性化協議会は、奈良市中心市街地における渋滞緩和、公共交通での移動環境の向上等を目標に、奈良中心市街地公共交通総合計画に基づき事業を実施しているところであるが、平成26年度から平成27年度における繰越が多額であった。</p> <p>当該繰越金の財源は、全て県負担金であることから、事業計画の精査等による負担金の減額などにより、必要以上の繰越金の解消について、団体へ働きかけられたい。</p> <p>(意見)</p>	<p>年度前の事業計画の更なる精査や年度途中での発注状況の確認等を通して必要以上の繰越金を発生させないよう、協議会への指導を行った。</p>

平成27年度 第1回分

本庁

部局及び所属名	実施年月日	監査結果	措置の内容
総務部 管財課	平成27年 7月9日	<p>委託契約にかかる変更手続について 委託契約において、契約変更の手続を経ずに、当初の履行期間を延長して業務を追加している事例が認められた。 今後は、適正な契約事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>備品の管理について 受入れ、払出しを行った複数の備品について、物品管理サブシステムへの入力漏れが認められた。 今後、備品の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>公有財産の管理について 各所属が所有する公有財産について、公有財産管理サブシステム（以下「システム」という。）への入力漏れ等により、公有財産台帳に正しく反映されていない事例が散見された。 公有財産の適切な把握と管理のため、各所属に対し、システムへの迅速かつ正確な入力、保有財産の積極的な点検の実施を指導されたい。なお、一部の委員より、公有財産台帳を管理する立場としての監督責任に鑑み、注意相当であるとの意見が付された。 (意見)</p> <p>内部統制の強化・充実にについて 今回の監査において、契約事務、備品の管理等について不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)</p>	<p>委託業務の執行にあたっては、契約条項や仕様書を十分確認するとともに、複数人による確認など内部のチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努める。</p> <p>平成27年度中に物品管理サブシステムへの入力を完了。 今後、備品の購入や保管転換等、物品の異動があった場合には、適切にシステム入力を行うとともに、複数人による確認など内部のチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努める。</p> <p>例年4月に各所属に対し、公有財産管理サブシステムへの登録と公有財産異動等報告書の提出を内容とする通知を行っているが、さらに適切に財産管理事務が行われるように、公有財産規則第23条に基づく手続を遅滞なく行うことや、所有する財産の積極的な点検の実施等について各所属に通知を行った。 監査において指摘等のあった所属については、個別にその後の処理状況を確認し、今後の適正な事務処理を指導した。</p> <p>今後、事務の執行にあたり、関係法令や規則、契約内容等を確認し適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、内部統制の強化・充実に努める。</p>